組合相談コーナー　剰余金処分案は「定款」に違反していませんか？
－今一度ご確認下さい－

［Q］　決算書類の作成にあたり、顧問税理士より「剰余金処分案」を作成する必要はないのではないかと言われましたが、作成する必要はありますか。また、中央会へ決算関係書類を提出した際に、「剰余金処分案」を提出してほしいとの指摘を受けましたが、提出する義務はありますか。

■「株主資本等変動計算書」の提出ではありません

［A］　平成18年の会社法施行により、株式会社等はこれまで作成が義務付けられていた「利益処分案」に代わり「株主資本等変動計算書」の作成が必要になっています。

　このため、組合も会社と同じく「剰余金処分案（損失処理案）」の作成は不要であると勘違いするケースが見受けられますが、組合については、今まで通り「剰余金処分案」又は「損失処理案」を作成しなければなりませんので、ご注意下さい。

　なお、顧問税理士等へうまく説明ができない場合は、本会担当者から説明させて頂きますので、お気軽にご相談下さい。

■「剰余金処分案（損失処理案）」の提出について

［A］　中小企業等協同組合法第40条第2項で「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。」と規定されています。

　このため、「剰余金処分案（損失処理案）」が添付されていない決算関係書類や、作成されていても主務省令で定められている内容が記述されていない場合は法令及び定款違反となります。また、本会の表彰制度を利用される際の要件に抵触しますので、ご注意下さい。

■ 剰余金処分及び損失処理を適正に行うための留意点

　剰余金処分及び損失処理を行う際は、組合の定款を今一度ご確認いただき、定款に定められたとおりに「法定利益準備金」、「特別積立金」、「教育情報費用繰越金（法定繰越金）」の処理を忘れずに行って下さい。

＜留意点＞

☞　**「剰余金処分案」か「損失処理案」か？**

　当期未処分損益金額と組合積立金取崩額の合計が0円を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合は「剰余金処分案」となり、それ以外の場合は「損失処理案」となります。

☞　**剰余金の処分**

　組合の定款の定めにより、毎年度の当期純利益金額を基準に計算することになっており、前期繰越利益金額は含みません。前期繰越損失がある場合は、当期純利益金額から前期繰越損失金額を差し引いた後の金額を剰余金として処分します。

法定利益準備金	組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の当期純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。 ※ 非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。
特別積立金	組合は、定款で定めている場合、毎事業年度の当期純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。 ※ 平成27年の定款参考例改訂に伴い、定款変更することで、特別積立金の積立範囲を出資総額と定めることも任意にできます。 （詳細は本会へお問い合わせ下さい。）
教育情報費用繰越金（法定繰越金）	教育情報事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の当期純利益金額の1/20以上を積み立てなければなりません。

※出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できません。

　本件についてご不明な点がありましたら、本会事業振興部又は大館支所・横手支所までお問い合わせ下さい。

［お問い合わせ先］　本会　事業振興部　☎018-863-8701
大館支所　☎0186-43-1644　横手支所　☎0182-32-0891